

介護職員等特定処遇改善加算にかかる情報公開（見える化要件）

令和元（2019）年10月の介護報酬改定において、「介護職員等特定処遇改善加算」が創設され、当法人におきましても対象事業所において加算算定を行っております。

当該加算の算定を行うにあたり、下記の要件を満たしていることが必要とされています。

介護職員等特定処遇改善加算の算定要件

- 1 現行の介護職員処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅲ）を算定していること
- 2 職場環境要件について、「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」「その他」の区分で、それぞれ1つ以上取組んでいること
- 3 賃金改善以外の処遇改善の取組みの「見える化」を行っていること

※「見える化要件とは」

2020年度からの算定要件で、介護サービス情報公表制度や自法人のホームページを活用して、新加算の取得状況、賃金改善以外の処遇改善に関する具体的な取組み内容を公表していることです。

【処遇改善に関する具体的な取組み内容（賃金改善を除く）】

	職場環境要件項目	当法人としての取組
資質の向上	働きながら介護福祉士を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援（研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む）	資格取得支援として、「実務者研修受講者」は外部研修扱いとし、勤務シフトの考慮等を行い、職員の資格取得に向けた支援に取り組んでいる。
労働環境・処遇の改善	I C T活用（ケア内容や申し送り事項の共有（事業所内に加えタブレット端末を活用し訪問先でアクセスを可能にすること等を含む）による介護職員の事務負担軽減、個々の利用者へのサービス履歴・訪問介護員の出勤情報管理によるサービス提供責任者のシフト管理に係る事務負担軽減、利用者情報蓄積による利用者個々の特性に応じたサ	専用の端末を使用し、訪問先での記録や申し送り等を共有することにより、業務の効率化を図っている。

	サービス提供等) による業務省力化	
	子育てとの両立を目指す者のための育児休業制度等の充実、事業所内保育施設の整備	事業所内託児施設を設置（定員 22 名）し、出産・育児後も継続就労できる環境を整えている。 男性職員の育児休暇取得実績もある。 子育て支援調整手当の支給による賃金面での支援を行っている。
	健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備	外部契約先と連携し年一回、ストレスチェックウェブサービスによる、こころの健康等の健康管理を実施
その他	非正規職員から正規職員への転換	就業規則に正規職員への登用に関する規定を整備し、積極的に転換を図っている。
	職員の増員による業務負担の軽減	補助業務を切り分けて職員を採用するなど、効率化を図りつつ積極的に採用を行っている。